

令和3年度 監査結果報告書（9月・10月実施分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定による監査を藤沢市監査基準に基づき実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

第1 監査の概要

1 監査の種類

- (1) 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査
- (2) 同第7項に基づく出資団体監査
- (3) 同第7項に基づく指定管理者監査

2 監査の対象

- (1) 定期監査 財務に係る事務の執行
- (2) 出資団体監査 出納その他の事務の執行等
- (3) 指定管理者監査 指定管理業務に係る出納その他の事務の執行等

3 監査の基準日

令和3年度（2021年7月末日現在）

4 監査の対象部局等

- (1) 定期監査 生涯学習部，消防局
- (2) 出資団体監査 藤沢市民会館サービス・センター株式会社
- (3) 指定管理者監査 相鉄・チームふじさわ共同企業体（藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設に係る指定管理業務）

5 監査の着眼点

- (1) 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。

(2) 収入に係る事務は適正に行われているか。

(3) 支出に係る事務は適正に行われているか。

6 監査の主な実施内容

監査の着眼点に基づき、監査対象課等に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行ったほか、関係職員にヒアリングを行った。

7 監査の実施日

2021年（令和3年）11月15日（月）

8 監査を実施した委員

監査委員	中川	隆
同	石田	晴美
同	東木	久代
同	吉田	淳基

第2 監査の結果

監査対象課等における調査事項ごとに関係書類を調査した結果、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、監査の際に発見されたその程度が軽微なもので、是正が容易にできる等の事項については、所管する部局長に別途通知したのでその記述を省略した。

意見・要望

(1) 定期監査

ア 補助金の執行

- ・地区社会体育振興協議会活動費補助金（生涯学習部スポーツ推進課）

今回定期監査をした中で、補助団体の前年度の収支決算書を確認したところ、事業の中止や縮小をしたことにより事業費に占める補助金の割合が交付決定時より増となっている団体が見受けられた。これは新型コロナウイルス感染症の拡大によ

り事業の中止や縮小をしたことによるもので、やむを得ない部分もあろうかと思う。しかし、「事業費補助」という趣旨からしても、前金払で補助したものについては、当該団体の収支決算書を確認し、規定を整備して適切な精算が行われるよう検討されたい。

イ 図書等の購入（総合市民図書館）

図書の購入については、購入と装備、納品までを一括して行うことで、図書館利用者に速やかに図書を提供できるメリットがあることから随意契約を行っているが、他自治体においては競争入札により図書を購入している事例もあることから、サービス及び図書の品質の低下を招くことなく、より低コストで購入することができるように契約方法の見直しを検討されることも考えられる。

意見・要望 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から注意喚起または検討をすることが必要であると認められるもの。
- (2) その他、監査委員が特に要望する必要があると認められるもの。